

電気供給に関する重要事項説明書

【低圧】

<中部電力パワーグリッド株式会社管内>

電気供給に関する重要事項説明書（以下「本説明書」といいます。）は、電気のユーザー（以下「甲」といいます。）に対し、グリーンピープルズパワー株式会社（以下「乙」といいます。）の電気の供給（以下「本業務」といい、本業務に関する甲乙間の電気需給契約を「本契約」といいます。）に関する重要事項について説明します。本説明書は、電気事業法および経済産業省令に基づき交付するものです。

また、本説明書の内容の詳細につきましては弊社電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）に記載していますので、本説明書と併せてご確認ください。「供給約款」は弊社ホームページから閲覧およびダウンロードすることができます。

1. 小売電気事業者（電気供給者）

本契約に基づく需要場所への電気の供給については、グリーンピープルズパワー株式会社（小売電気事業者登録番号A0644）が行います。

2. お問い合わせ先

本業務の電気に関するサービス内容や料金などのお問合せは下記のとおりです。

電話番号：03-6274-8660 平日（土日・祝日、年末年始を除く） 9：00-17：00

お問合せフォーム：<https://www.greenpeople.co.jp/contact2/> 24 時間受付可能

なお、停電など緊急時のお問合せは、送配電事業者（電柱や電線の管理会社）へ直接ご連絡をお願いいたします。

中部電力パワーグリッド株式会社：0120-985-232

[https://powergrid.chuden.co.jp/corporate/library/teiden taisho/](https://powergrid.chuden.co.jp/corporate/library/teiden_taisho/)

3. 本契約の申し込み方法

(1) あらかじめ供給約款を承認し、下記の事項を明記して、乙所定の様式によってお申込みいただきます。

- ・ 甲の情報（お名前、ご住所、電話番号、メールアドレス）
- ・ 現契約プラン
- ・ 需要場所、供給地点特定番号
- ・ 契約種別、契約容量、契約電力
- ・ 料金の支払方法
- ・ その他乙が必要とする情報

(2) 本業務に関する甲乙間での契約は、契約のお申込み後、乙が甲に開始日を通知し、甲に到達したときに成立するものとします。

(3) 本契約によってお客さまが負う電気料金その他の債務について乙の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ乙が通知することがあります。

4. 供給開始

(1) 甲に対する乙からの供給開始日は、甲、乙及び一般送配電事業者と協議の上、以下のとおり受給開始日を定めます。

イ) 引越し（転入）等の理由で、新たに電気の供給を開始する場合

原則として、甲の希望する日とします。ただし、いずれの事業者とも契約関係がない状態で当該需要場所にて電気の使用を開始し、後に乙との需給契約が成立した場合には、その使用を開始した日とします。

ロ) ほかの小売り電気事業者からの切替えによる需給開始の場合

申込日以降の標準処理期間（切替えの手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間）満了後の最初の検針日となります。なお、この切替え手続が完了するまでは、現在契約中の小売電気事業者から電力供給が継続されます。

(2) 天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給することができないことが明らかになった場合には、乙はお客さまに対し、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに供給開始日を定めて電気を供給いたします。この場合の契約成立日は、新たに受給開始日を定める通知を発した日とします。

5. 契約期間

契約期間は本契約成立の日から1年目の検針日の前日までとします。ただし、契約期間満了7日前までに、甲または乙のいずれかから、契約の終了または変更の申し出がない限り、本契約の契約期間は自動的に1年間延長し、以後もこの例によるものといたします。

6. 工事費等

(1) 設置される計量器（その付属装置及び区分装置を含む）および電流制限器等は、一般送配電事業者が所有し、当該計量器および電流制限器等は、一般送配電事業者の負担で取り付けます。なお、次の場合には、甲の所有とし、甲の負担で取り付けていただくことがあります。

イ) お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ) 変成器の2次配線等で、乙規格以外のケーブルを必要とし、またはお客さまの希望により特に長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合

(2) 計量器（その付属装置及び区分装置を含む）、電流制限器等の取付場所は、甲が無償で提供するものとする。また、(1)イおよびロにより甲の所有物として施設した計量器、その付属装置および区分装置は、乙および一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。

(3) 乙による電気の供給開始に伴い、ブレーカーの種類や位置の変更が必要となり、乙が一般送配電事業者から当該設置または変更にかかる工事費の負担を求められた場合、その費用の実費は甲が支払うものとします。

(4) 甲の希望によって計量器（その付属装置および区分装置を含む）及び電流制限装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、甲が実費相当額を乙に支払うものとします。

7. 需要場所への立入りによる業務の実施

乙および一般送配電事業者は、次の業務を実施するため甲の承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

イ) 供給地点の計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査

ロ) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

- ハ) 計量値の確認
- ニ) 本説明書「9」「21」「22」により必要な処置
- ホ) その他本約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了に必要な業務、または乙および一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

8. 電気の使用に伴うお客さまの協力

- (1) 甲の電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または乙もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）には、甲の負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、特に必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
 - イ) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ) 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ) 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ) その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合
- (2) 甲が発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。

9. 供給設備の工事費負担金

甲が新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、または甲の希望によって供給設備を変更する場合において、乙が託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合は、甲にその負担金を支払っていただきます。

10. 需給開始前に需給契約が終了または変更される場合の費用

供給設備の一部または全部を施設した後、甲の都合によって需給開始に至らないで需給契約を終了または変更される場合は、乙が一般送配電事業者から請求された費用を、甲に支払っていただきます。なお、この場合には、実際に供給設備の工事を行わなかった場合であっても、事前の測量監督等の必要な費用が生じたときは、甲においてその実費を支払っていただきます。

11. 調査に対する甲の協力

甲が電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成した時、速やかにその旨を乙及び一般送配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。

12. 保安等に対する甲の協力

- (1) 次の場合には、甲からすみやかにその旨を乙および一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、乙および一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ) 甲が、引込線、計量器等その需要場所内の乙および一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ) 甲が、甲の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずる

おそれがあり、それが乙および一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

- (2) 甲が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備を含みます。)の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を乙に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を乙に通知していただきます。これらの場合において、保安上特に必要があるときには、乙は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

13. 違約金

- (1) 甲が電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合、または、本約款「23 需要場所への立ち入りによる業務の実施」に反して、乙の係員の立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、支払いを免れた金額の3倍に相当する金額を違約金として支払うものとします。
- (2) (1)の免れた金額は、本約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間を確認できないときは、6ヶ月以内で乙が合理的に決定した期間といたします。

14. 契約容量および電気料金

甲の契約容量は、旧小売電気事業者からの切り替え手続き後に乙から通知されます。甲の電気料金は、基本料金、電力量料金、容量拠出金相当額、及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計として、乙が算出します。

スタンダードでんき		契約電力		単位	料金 (税込)
基本料金		1 kW あたり		1 契約	290.00
電力量料金	第1段階料金	~120	kWh	1 kWh	20.91
	第2段階料金	~300	kWh	1 kWh	23.91
	第3段階料金	上記超過	kWh	1 kWh	26.91
ハイパワーでんき		契約電力		単位	料金 (税込)
基本料金		1 kW あたり		1 契約	1033.00
電力量料金	夏季	/		1 kWh	21.07
	その他季	/		1 kWh	21.07
実量スタンダードでんき		契約電力		単位	料金 (税込)
基本料金		1 kW あたり		1 契約	320.00
電力量料金	第1段階料金	~120	kWh	1 kWh	20.91
	第2段階料金	~300	kWh	1 kWh	23.91
	第3段階料金	上記超過	kWh	1 kWh	26.91
実量ハイパワーでんき		契約電力		単位	料金 (税込)
基本料金		1 kW あたり		1 契約	1033.00
	夏季	/		1 kWh	21.07

電力量料金	その他季		1 kWh	21.07
-------	------	--	-------	-------

※まったく電気をご使用にならない月の基本料金は半額になります。

※夏季：毎年7月1日から9月30日 その他季：毎年10月1日から翌年の6月30日

電力量料金は、お客さまへの料金ご請求時に、乙が設置したWEBサイトに登録した電子データによりお客さまの閲覧に供します。請求書等の郵送を別途希望される場合は、手数料200円を電気料金と共に、お支払いいただきます。

15. 供給電圧、周波数

乙が甲に供給する電気の供給電圧は100V または200V、周波数は、60Hz となります。

16. 料金の支払い方法

- (1) 電気料金については、(a)口座振替払い（お客さまが指定する口座から乙の口座に対し、料金を振替える方法）、または(b)クレジットカード払い（乙の指定するクレジットカード会社(代行業者を含み、以下同様とします。)との契約に基づき、そのクレジットカード会社に毎月継続して電気料金等を立替えさせる方法により乙が指定した金融機関等を通じて払い込む方法をいいます。）または(c)コンビニ払い（乙から送付するコンビニ支払い用紙を用いて、コンビニエンスストアで電気料金を支払う方法）のいずれかの方法により支払うものとし、ただし、コンビニ払いの場合は、郵送に伴う手数料として、200円をお支払いいただきます。
- (2) 乙は、前回の検針日から当月の検針日の前日までの期間を原則「1か月」として料金の算定期間とします。ただし、)月の途中で、電気の需給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が終了した場合または月の途中で、契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合、本約款別表「3」により日割計算をして算定します。
- (3) 甲の料金は、(1) (a)の方法による支払いの場合は乙が請求を行った月の20日、(1) (b)の方法による支払いの場合は乙が請求を行った月の15日を支払期日とし、また、(1) (c)の方法による支払いの場合はコンビニ支払い用紙記載の支払い期限までに支払っていただきます。ただし、乙の請求日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合には、その翌営業日に料金を支払っていただきます。

17. 料金請求の方法

- (1) 乙は甲に対し、検針日または計量日の属する月の翌月に、電気料金に関する請求内容を、乙が設置したWEBサイト（請求額に係る電子データ等を蓄積しお客さまの閲覧に供するためのインターネットサイトをいいます。）に登録した電子データによりお客さまの閲覧に供します。
- (2) 乙は、甲の電気料金の支払いに対する領収書は原則発行しないものとし、

18. 延滞利息

甲が料金の支払い期日を経過してなお、支払われない場合には、乙は、支払い期日の翌日から支払日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。詳細は本約款第21条をご参照ください。

19. 一般送配電事業者の託送供給等約款、託送供給約款(以下、総称して「託送供給約款」という。)に定められた小売供給の甲の責任に関する事項

以下の各号に定める場合、乙は電気の供給を停止する場合があります。

- (1) 甲の責めに帰すべき事由により電気供給における保安上の危険があると乙および一般送配電事業者が認めた場合
- (2) 甲が電気工作物の改変により不正に電気を使用した場合
- (3) 甲が一般送配電事業者の託送供給約款に定める乙および一般送配電事業者の業務の遂行を正当な理由なく拒否または妨害した場合

20. 供給の停止

(1) 甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は甲に係る電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。

イ) 甲が料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ) 甲が他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ) 本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合

(2) 甲が次のいずれかに該当し、乙がその旨を警告しても改めない場合には、乙は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ロ) 本説明書「8」に反して、乙の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

(3) 甲がその他本約款に反した場合には、乙は、甲について電気の供給を停止することがあります。

21. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

(1) 乙は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、または甲に電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

イ) 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

ロ) 非常変災の場合

ハ) その他保安上必要がある場合

(2) (1)の場合には、乙はあらかじめその旨を甲にお知らせすることを原則とします。ただし緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

22. 乙による解約

乙は、以下の各号に定める場合、本契約を解約することができます。

(1) 甲が一般送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合

(2) 甲が本契約の解約希望日を通知せず、需要場所から移転し、本物件において電気を使用していないことが明らかな場合

(3) 甲が電気料金等を、支払期日を40日経過してなお支払わない場合

(4) その他、甲が供給約款の規定に違反した場合

23. 現契約の解約に伴う不利益事項

甲は、現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行されたポイントの失効、継続利用期間のクリアおよび過去の電力使用量の照会不可等の不利益を被る可能性があります。乙は、現在の小売電気事業者との契約を解約することにより甲に生じた不利益については、一切責任を負いかねます。

24. 本説明書等の変更

乙は、本事業の運営上必要と判断した場合、甲の了承を得ることなく、電力供給に関する重要事項説明書、料金メニュー及び本約款を変更することがあります。この場合、変更された本説明書等の内容は、乙のWebサイト上に掲載する方法またはその他の乙が適切と判断した方法により周知いたします。

以上

【電気供給サービスを提供する小売電気事業者】グリーンピープルズパワー株式会社

〒160-0022 東京都新宿区新宿2-4-2 カーサ御苑903 <http://www.greenpeople.co.jp>

【お問合せ先】 <https://www.greenpeople.co.jp/contact2/>

(24 時間受付可能。ただし年末年始は除きます。また、返信が直ちにはできない場合があります。)